

令和6年度「就労支援事業所の支援員等を対象とした就労定着支援研修会」に係る仕様書

研修科目	就労支援事業所の支援員等を対象とした就労定着支援研修会
委託期間	契約締結日から令和7年3月31日まで
研修目的	就労支援事業所に通所される障害のある方が、一般就労後に、配属された職場の環境等に順応しながら長く働き続けるために、支援員として包括的なサポートをするための支援のあり方について理解を深める。
受講対象者	市内障害者就労支援事業所の支援員等。主な受講対象である就労定着支援事業所を中心に、就労移行支援事業所、就労継続支援A型及びB型事業所の支援員にも広く周知する。
受講予定人数	20名程度
研修日数及び回数等	1回120分～180分（午後を予定）
研修実施予定時期	令和7年2月中旬に実施（予定）
研修会場	研修会場は、提案のあった研修内容及び実施日時に基づき、本市及び共催機関である京都障害者就業・生活支援センターと協議し調整する。なお、研修会場費は、共催機関である京都障害者就業・生活支援センターが負担する。
研修方法	講義、グループワーク等
研修内容	<p>以下記載例を参考に、事業趣旨に適した研修会とすること。</p> <p>【講義例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当支援員が就職された支援対象者と面談する際の留意点 ・支援対象者が就職した企業において作業面やコミュニケーション面でトラブル発生した際、支援対象者と企業人事担当者からの情報収集から課題解決に導き、フォローアップに至るまでの支援のあり方 <p>【グループワーク例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師が提示した支援対象者が就職先でトラブルが発生した事例を基に、解決方法についてグループ内で話し合ってもらい ・支援対象者に長く働き続けるための助言・指導方法等
実績報告	実績報告書の作成、受講者からのアンケート集約を行うこと。
上限金額	金 150,000 円
委託料支払方法	原則として、実績報告提出後、請求に基づいて支払う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修会は京都障害者就業・生活支援センターとの共催で実施する ・委託契約決定後、研修会等を行うに当たっては、個人情報保護に関する法律および別紙1「共通仕様書」に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。 ・研修の周知を行う際の周知チラシの作成を行うこと。 ・故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰することができる事由により市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。 ・本市は適宜、進捗状況を確認し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、契約を解除することができる。